

平成30年度 京都知恵産業支援共同事業・きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業

対象経費 Q&A

区分	項目	内容	説明
事業費	① 原材料費(試作品等の製作に必要な材料費)	試作品等	新製品を開発するために製作するもの及び新製品を量産に移す前に、製品の設計上の問題やその他の不具合を発見する等のために製作するもの。 展示会や試供(無料に限る)のために製作するものを含む。 商品としての販売(用の原材料)は対象外。 原材料の購入量・使用量がわかる受払簿を作成し、当該原材料から製作したサンプル品・試供品の個数、配布数も管理する必要があります。
	② 機械装置・工具器具の購入、製造、改良、据付、借用に要する費用 (総事業費の50%以下)	すべて京都府内で使用するものに限る。	
		機械装置・工具器具の購入	中古品の購入は原則不可。原則としてリース・レンタルを推奨(試作終了まで)。
		機械装置・工具器具の製造、改良	必要な機械装置等が市販されていないため、新たに製造又は改良するための費用
		機械装置・工具器具の据付	購入(製造、改良)する機械装置等の据付に要する費用
		機械装置・工具器具の借用	機械装置等をリース又はレンタルするために要する費用(試作終了までが対象)
③ 外注加工費	—	製造業や建設業などで、材料を供給して、製造工程や工事の一部を第三者に発注する際に発生する費用	

④	技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費	—	第三者に発注した費用。自社の従業員等が実施した場合の日当や、人件費等は対象外
⑤	店舗等に供する建物の賃借料、保守費用又は建物修繕費	店舗等	本事業実施に係る店舗、作業所、工場、倉庫。京都府内に限る。
		建物の賃借料	上記対象店舗等に係る家賃。敷金、礼金、保証金、居住のための建物や本事業以外の事業を行うものは対象外。本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等にかかる賃借料は対象外です。交付決定日以降に契約した案件で1月に満たない期間がある場合は、日割り計算を行う必要があります。
		保守費用	店舗等の専有部分の設備の保守管理に必要な費用。共同店舗等での共益費に当たる費用は対象外。
		建物修繕費	原則として建物の原状回復に係る費用であるが事業に直接用いる、店舗、作業所、工場、倉庫の改装に係る経費は対象。ただし内装のみ。外装・外構は対象外。新築・増築にかかる工事、解体処分のみは対象外。
⑥	広告宣伝費(パンフレット及びチラシ作成費、情報誌掲載費用等)	情報誌掲載費用等	業界・一般紙誌への広告掲載や新聞折り込み広告に要する費用
⑦	ホームページ作成費	—	自社のホームページ作成に当たり、外部専門会社に委託するために要する費用（SEO対策費等ホームページ立ち上げ後の運営管理にかかる費用は対象外）
⑧	展示会等の会場費、出展料及び出展設営費	—	—
⑨	研修の実施に要する費用	—	助成事業実施のために必要な専門分野に係る研修費用（一般的な従業員研修は対象外）
⑩	専門家に対する講師謝金及び旅費	—	専門的知識を有する外部の専門家に依頼する際の謝金、旅費（専門家派遣制度利用の場合は対象外）

	⑪ 調査研究費(データ購入及び調査分析に係る費用等)	—	外部の調査研究機関に依頼する際の費用(調査協力者への謝礼等については、個別相談)
	⑫ 知的財産権取得に要する弁理士等の手続に係る費用	—	特許、実用新案、意匠、商標、著作権等の取得のため弁理士等に支払う費用(特許庁に納付する出願料等は対象外) 他団体との共同出願は対象外
事務費 (総事業費 の20% 以下)	① 従事者国内旅費(事業者等の旅費・交通費及び宿泊費)	従事者国内旅費	製品開発・販路開拓・展示会出展等本事業のための従事者の国内の旅費交通費・宿泊費。旅費交通費は、鉄道運賃、特急料金(グリーン車は対象外)航空運賃(エコノミーのみ)、船賃、高速道路料金、レンタカー代(燃料費は対象外)。宿泊費は素泊まり料金(飲食代は対象外)
	② 従事者海外旅費(事業者等の旅費・交通費及び宿泊費)	従事者海外旅費	製品開発・販路開拓・展示会出展等本事業のための従事者の海外の旅費交通費・宿泊費。旅費交通費は、鉄道運賃、特急料金(グリーン車相当は対象外)航空運賃(エコノミーのみ)、船賃、高速道路料金、レンタカー代(燃料費は対象外)。宿泊費は素泊まり料金(飲食代は対象外)
	③ 会議費、会場借料、借損料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、光熱水費、通訳料、翻訳料、保険料、備品購入費、消耗品費、雑役務費(項目が特定できない事務費)	通信運搬費	通信費：助成事業実施のための郵便料金、ホームページドメイン登録料(電話料金は対象外) 運搬費：展示会出展や取引先等への運送費用
		保険料	製品の運送保険や事業実施に必要な賠償責任保険。
		備品購入費	パソコン、タブレット、携帯電話、カメラ、車両、コピー機は、汎用性があるため、対象外。
④ アルバイト賃金及び交通費(イベント時のアテンド等臨時的なものに限る)	—	展示会期間中(おおむね一週間以内。)のアテンドの賃金、交通費。直系親族等への支払は対象外。	

	その他	関係会社間の取引について、助成対象とすることができるか？	法人税法上の同族会社との取引及び個人事業者の場合は生計を一にする者との取引は対象外。ただし、取引における収益・人件費・経費等を除き、相見積をとった上で経済的合理性があり、仕入れ原価等、外部への支払金額が明確になるのであれば、同金額のみを対象とすることは可能。
※	助成事業の主たる業務を外部に委託する場合は、総事業費の50%以下とする。	どういったものが該当するのか？	助成事業の主たる業務については、申請者が行うことを求める趣旨。(試験検査委託やホームページの作成委託などは、通常、専門的な業務として、「主たる業務」から除外できるものと考えられるが、その業務自体を事業目的とする場合には、「主たる業務」として「50%」の対象となる(申請内容により個別に判断することになりますので、委託費は全てわかるように記載してください。)